

【共通】

介護保険被保険者証の返却

- ・（転出日が本日より前の場合） 武蔵野市の『介護保険被保険者証』を窓口へご返却ください。郵送または市政センターでの返却も可能です。
- ・（転出日が本日より後の場合） 転出先で転入の手続きがお済みになりましたら武蔵野市の『介護保険被保険者証』を返信用封筒にてご返却ください。

65歳以上の方の介護保険料

- ・武蔵野市での介護保険料は、転出された日の前月分までかかります。
介護保険料を月割りで再計算した『介護保険料変更通知書』を、転出された月の翌月以降に送付します。
 - 不足の場合：不足分の納付書を同封します。
 - 還付の場合：『介護保険還付（充当）通知書』と『介護保険料還付金振込依頼書』を別途送付します。
- ・転出の時期により、転出後においても武蔵野市分の保険料が年金引き落としされる場合があります(年金引き落としの停止に時間がかかるため)。なお、武蔵野市で介護保険料を年金引き落としされていた方でも、転出された後しばらくの間は、転出先の区市町村分の介護保険料は普通徴収（納付書払い）になります。

送付先の確認

- ・転出された方への介護保険関係書類は、すでに送付先変更の届け出がある場合を除き、転出先の住所へ送付します。
- ・転出先とは別住所への送付を希望する場合は、『介護保険通知書送付先変更届』をご提出ください。
『介護保険通知書送付先変更届』の届け出に必要な添付書類は、届出人様の本人確認書類（1点）です。

武蔵野市独自サービスの利用

- ・『家族介護用品支給事業(おむつ)』や『緊急通報装置(火災センサー)の貸与』、『寝具乾燥及び消毒サービス』等、武蔵野市独自の福祉サービスを利用していた方は、お手続きが必要です。

要介護（要支援）認定を受けている方・申請中の方、総合事業対象者につきましては裏面をご覧ください。

【要介護（要支援）認定を受けている方・申請中の方、総合事業対象者】

転出先で要介護（要支援）認定を引き継ぐための手続き

- ・転出先で、転入異動日から14日以内に要介護認定申請の手続きをしてください。
その際に、**転出される方へ**（A 4 オレンジ色のちらし）を持参していただくとスムーズに手続きできます。
転入異動日から14日以内に手続きをされない場合、武蔵野市での要介護（要支援）認定を転出先で引き継ぐことができなくなり、新規申請が必要となりますのでご注意ください。
※マイナンバーによる情報連携の運用開始に伴い、武蔵野市では『介護保険受給資格証明書』の発行を省略しています。
※転入異動日とは、届出日ではなく異動日です。異動日より後に転入の届出をされる場合はご注意ください。
※武蔵野市で要介護（要支援）認定申請中の方は、介護認定係に必ずご相談ください。
- ・総合事業対象者の方は、転出先で要介護（要支援）認定又は総合事業対象者確認の新規申請が必要です。

介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証・生計困難者に対する利用者負担額軽減確認証の返却

- ・『介護保険負担割合証』を窓口へご返却ください。郵送または市政センターでの返却も可能です。
- ・上記認定証・軽減確認証を交付されていた方は窓口へご返却ください。郵送または市政センターでの返却も可能です。
※転出先で新たに証の交付を受ける場合は、再度、転出先へご申請いただく必要があります。

介護保険高額介護（介護予防）サービス費等の支給・武蔵野市介護保険利用者負担額の助成

- ・高額介護サービス費等の支給や介護保険利用者負担額の助成を受けていた方は、助成の対象となる支給額の振込みが、サービス利用月の概ね4ヶ月後となります。転出された後も、ご指定口座への振込みが継続する場合があります。
（特に手続きはありません）

※ご不明な点は高齢者支援課までお問い合わせください。

【窓口・お問い合わせ】

武蔵野市 健康福祉部 高齢者支援課 本庁舎 1階南棟 10番～13番

介護保険係 0422(60)1845

介護認定係 0422(60)1866